

平成26年度 施策評価表（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名： 障害者支援
施策番号： 08 - 01

1 施策の基本情報

施策名	08	障害者支援	展開方向	01	地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局		主担当課	障害福祉課	
プロジェクト項目の該当有無	－				
市長公約の該当有無	●		13 福祉等の施策の維持・改善		
局重点課題の該当有無	●		障害者計画及び障害福祉計画の改定		

3 目標指標

指 標 名		方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
							H25	H26	H27	H28	H29	
①	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	H23	32.1	%	40.0	29.0	**	**	**	**	0%
②	グループホームの利用者数	↑	H24	180	人	－	195	**	**	**	**	－
③	成年後見制度利用支援事業の利用者数	↑	H24	6	人	－	11	**	**	**	**	－
④												
⑤												

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●日常生活の支援、権利擁護 ●働く場の確保、社会参加の促進				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	11.6%	66.6%	15.4%	5.2%
	23年度	2.7%	8.2%	61.6%	22.9%	4.6%
重要度調査	25年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)											
行政が取り組んでいくこと ■日常生活の支援の充実と権利擁護											
日常生活を送るために支援が必要な障害のある人等に対して、障害者総合支援法や尼崎市障害福祉計画(第3期)に基づき、居宅介護を始めとした障害福祉サービスの提供や身体機能の補うための補装具の給付等を行っている。また、そうしたサービスの利用手続等を行うことが難しい人の権利を擁護するため、代わって手続等を行うための成年後見制度利用支援事業等を実施している。											
【障害者(児)自立支援・訪問系サービス】											
・障害のある人等の日常生活を直接的に支援する訪問系サービスのうち、短期入所を除く居宅介護等については、担い手であるサービス提供事業者の増加等ともあいまって、平成21年度では929人であったものが、平成25年度には1,262人と支給実績が大幅に増加しており、安心・安定した日常生活の支援に寄与している。しかし、サービス利用者と事業者の増加に伴って、請求明細書の誤り件数の増加への対応を含め、利用者への適切なサービス提供の確保、また、持続可能な制度構築等を実現するために、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化が課題となっている。											
【障害者(児)自立支援・グループホーム】											
・障害のある人等が地域で暮らしていくための重要な基盤となるグループホームについては、平成24年度まで実施されていた「グループホーム等新規開設サポート事業」を活用した整備が進み、平成21年度では118人であったものが、平成24年度には180人となっており、地域生活を支える基盤整備は一定進んでいるが、知的障害のある人等の親なき後の生活の備えや障害のある人等の退院・退所後の住まいの確保等が求められていることから、今後、一層の整備促進を図ることが課題となっている。しかし、消火設備設置の厳格化に伴う初期費用の高騰等による物件確保や夜間支援員確保の困難性、周辺住民の理解など運営上の課題があるため、グループホームの整備促進の妨げとなっている。また、事業所からは、介護報酬が日払いで低いといった理由等から事業運営が不安定という意見もあるため、整備促進の観点から財政的な支援やサービスの質が課題となっている。											
【生活支援拠点施設(機能)】											
・障害のある人等が地域で安心して暮らすには、これら居宅介護サービス等の提供やグループホームの整備促進に加えて、保護者の急な病気や障害者虐待等への備えが必要であることから、国の第4期障害福祉計画基本指針において、必要な時に長期・短期の利用ができて相談等にも応じることができる生活支援の拠点施設(機能)を、市町村もしくは圏域で平成29年度までに少なくとも1拠点の整備が課題となっている。											
【成年後見制度利用支援】											
・判断能力が十分でない障害のある人等に代わり、福祉サービス等の契約や金銭管理等を行う成年後見制度について、親族等の申立人がいない場合の家庭裁判所への市長申立や、経済的理由で後見申立が難しい人への費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を実施している。利用者数は、平成21年度には3人であったものが、平成25年度には11人と増加している。制度利用を必要とする障害のある人等は、ケアマネジメントや自立支援サービス等の相談支援を通じて発見することが多いことから、関係機関との連携が不可欠である。今後とも、市民や関係機関への制度周知とともに、相談の受付や成年後見の申立、市民後見人の養成・監督など一体的な支援が課題となっている。											
【障害者虐待防止対策】											
・障害者虐待防止対策事業については、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、当課と健康増進課が障害者虐待防止センター機能の中核機関として、虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っている。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合に、その被虐待者を一時的に保護する場所を確保したところである。しかし、被虐待者の安全の確保・適切な支援や虐待者が虐待を行わなくなるような支援等が必要であることから、より高度な知識と専門性とともに即応性が求められるが、十分な体制とはいえず、専門的な知識を有する人材の確保と育成が課題となっている。また、平成25年度に実施した障害福祉計画策定に向けたアンケート調査では、障害のある人等の障害者虐待防止法の認知度が15.9%と低い状況となっており、市民の認知度は、更に低い状況が予想されるため、地域で障害のある人等が安心して生活を送ることができるよう制度の周知が課題となっている。											
主な 事務事業	・障害者(児)自立支援事業 ・障害児通所支援等給付費 ・指定管理者管理運営事業(あこや学園、たじかの園) ・成年後見制度利用支援事業				関連する 目標指標	①②③	進 捗	○順調	○概ね 順調	●やや 遅れ	○遅れ ている

次年度に向けた取組方針
◆見直す・見直しを検討する事項
◆継続的・重点的に取り組む事項
・訪問系サービスについては、平成27年4月から運用を開始するガイドライン(支給決定基準)を利用者や事業所に周知するとともに、ケースワーカー等の配置を検討し、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。 また、利用者への適切なサービス提供を確保するため、事業所勉強会の実施や事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいく。
・グループホームを含む社会福祉施設等については、障害のある人等の地域生活の基盤であり、今後も需要が見込まれることから、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用して整備の促進に取り組んでいく。また、事業運営が不安定なことから新たな補助制度や利用者の状況を把握するための相談員の設置等の検討を行っていく。
・生活支援の拠点施設(機能)については、国や県の動向を踏まえ、整備に向けた検討を行っていく。
・成年後見制度については、成年後見等支援センターの設置等により、支援機能の高度化と市関係部署との連携の強化を図り、制度利用の検討を行っていく。
・障害者虐待防止対策については、専門的な知識を有する人材の確保と育成を行うとともに、市民への制度認知が進むよう周知方法等の検討を行っていく。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
・成年後見制度利用支援事業における利用者数が増えるなどしており、今後も各種の制度や支援について、引き続き取り組んでいく。 ・必要な人に必要なサービスを提供できるよう、持続可能な仕組みづくりに努めていかなければならない。 そのため、平成27年度から運用を開始する障害福祉サービスのガイドライン(支給決定基準)については、支給決定の遵守や適正なサービス利用がなされるよう、制度や対外折衝に精通した人材の確保・配置や、事業所への監査体制等の強化について検討を行う。 ●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。	
総合評価	
☐ 重点化	☒ 継続取組

平成26年度 施策評価表（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名： 障害者支援
施策番号： 08 - 02

1 施策の基本情報

施策名	08	障害者支援	展開方向	02	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
主担当局	健康福祉局		主担当課	障害福祉課	
プロジェクト項目の該当有無	－				
市長公約の該当有無	●		13 福祉等の施策の維持・改善		
局重点課題の該当有無	●		障害者計画及び障害福祉計画の改定		

3 目標指標

指 標 名		方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
			H25	H26	H27	H28	H29					
①	委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	H24	10,773	回	—	14,302	**	**	**	**	—
②	委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談支援対象者数	↑	H25	133	人	—	133	**	**	**	**	—
③												
④												
⑤												

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いこと等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えている。
●これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要な情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●日常生活の支援、権利擁護 ●働く場の確保、社会参加の促進				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	11.6%	66.6%	15.4%	5.2%
	23年度	2.7%	8.2%	61.6%	22.9%	4.6%
重要度調査	25年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
行政が取り組んでいくこと ■相談体制の充実とネットワークの構築 適切な支援が必要な障害のある人に対して、相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他障害福祉サービスの利用援助や社会資源活用の支援等を行う「障害者(児)相談支援事業」を実施している。この事業は、障害福祉課・健康増進課・生活支援相談課を始めとする関係部署の連携によるもののほか、社会福祉法人が運営する7事業所に委託し、委託相談支援事業と位置づけて緊密な連携を図っている。 【障害者(児)相談支援】 ・委託相談支援事業の延べ相談回数は、平成24年度には10,773回となっており、諸制度の周知・普及によって潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや、支援を必要とする人の増加等に伴い相談件数が増加していることから、委託相談支援事業の委託先や人員を拡充している。委託相談支援事業に従事する相談員については、平成21年度では6事業所で6人のところ、平成24年度には8事業所で16人としており、委託相談支援体制の一定の整備促進を図ってきたところであるが、支援の対象となる障害のある人等の範囲が広がる等、今後も相談件数の増加が見込まれる状況である。 ・相談件数の増加に伴いその内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所は、障害福祉サービス以外の制度等についても、知識の向上や支援を行っていく必要があるため、事業所間での研修会の開催や意見交換等により専門性の確保に努めているところであるが、業務繁忙や退職等もあり、相談員の質の担保等が課題となっている。 ・平成25年度に実施した障害福祉計画策定に向けたアンケート調査では、障害のある人が悩みや困った時に委託相談支援事業所に相談する割合が4.4%となっており、市民の認知度は、更に低い状況が予想されるため、障害のある人等に適切な支援をつなぐことができるよう制度の周知が課題となっている。 ・行政においては、保健・福祉に係る各組織が一体的かつ十分な連携のもとで対応でき、また、相談、手続きができるだけ完結できるよう総合相談窓口の設置が求められているため、その窓口に専門職等を配置して相談機能の充実を図るとともに、委託相談支援事業所に対する専門的な指導・助言機能等の強化が課題となっている。 ・全ての障害福祉サービス支給決定者(平成25年度現在3,512人)と障害児通所支援支給決定児童(平成25年度現在645人)には、平成26年度末までにそれぞれ「サービス等利用計画」、「障害児利用支援計画」の作成が必須となっており、厚生労働省や兵庫県からは、至急に体制を整備するよう求められている。しかし、計画を策定する指定特定相談支援事業所の不足やガイドライン(支給決定基準)が未策定である等の理由から、利用計画の作成が進んでいない状況である。今後、指定特定相談支援事業所の増加を見込まれ、指定特定相談支援事業所の指導・助言等に実施しなければならず、行政窓口や委託相談支援事業所の体制強化が課題となっている。 【発達障害の人等の相談支援】 ・発達に障害の(疑いが)ある人やその家族等(以下、「発達障害の人等」という。))における相談支援ニーズが高まってきており、発達障害者支援センター芦屋ランチ(以下、「芦屋ランチ」という。)と委託相談支援事業所の相談者合計は、集計を開始した平成25年度で133人となっており、芦屋ランチや委託相談支援事業所の担当者の意見から相談支援ニーズは増加傾向にある。しかし、これまで多くの相談支援を行ってきた芦屋ランチは直接的な支援は行わず、平成27年度より市町村を支援する二次的な機関となるため、これまで芦屋ランチが担ってきた発達障害の人等への相談支援を委託相談支援事業所が担わなければならず、体制の整備が課題となっている。 【基幹相談支援センター】 ・地域生活支援事業の必須事業である相談支援事業の実施にあたっては、地域の相談支援体制の強化と重層化を行うために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、委託相談支援事業所に対してこれらの機能を発揮する「基幹相談支援センター」の設置が求められており、近隣の中核市においては、ほとんどの市が設置している状況である。										
主な 事務事業	・障害者(児)相談支援事業 ・障害児相談支援事業			関連する 目標指標	①②	進捗	○順調	○概ね 順調	●やや 遅れ	○遅れ ている

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

◆継続的・重点的に取り組む事項

・障害者(児)相談支援事業については、今後も相談件数の増加が見込まれる状況であり、引き続き、委託相談支援事業所の体制整備を行っていくとともに、市民への認知が進むよう周知方法等の検討を行っていく。

・障害者(児)相談支援事業に対する専門的な指導・助言機能等の強化、サービス等利用計画作成の推進、発達障害者支援センター(芦屋プランチ)の機能変更による体制整備等に対応するため、行政の総合相談窓口機能の設置を検討するとともに、より高度な知識と専門性を高め、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置の検討を行っていく。

・発達障害の人等における相談支援については、平成27年4月より芦屋プランチは、機能転換することから、委託相談支援事業所の体制の整備に取り組んでいく。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針

・委託相談支援事業所における相談回数は増えてきており、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について、庁内的な合意形成も含めて、検討していく。

・行政の総合相談窓口機能の設置については、(仮称)保健福祉センターの2所化を見据えるとともに、本庁機能との役割分担も踏まえたうえであり方を検討していく必要がある。

●上記の取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

□重点化

■継続取組

平成26年度 施策評価表（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名： 障害者支援
施策番号： 08 - 03

1 施策の基本情報

施策名	08	障害者支援	展開方向	03	障害のある人の社会への参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		主担当課	障害福祉課	
プロジェクト項目の該当有無	－				
市長公約の該当有無	●		13 福祉等の施策の維持・改善		
局重点課題の該当有無	●		障害者計画及び障害福祉計画の改定		

3 目標指標

指 標 名		基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
		方向				H25	H26	H27	H28	H29	
①	委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	H24	24	人	—	35	**	**	**	—
②	障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数	↑	H25	4	件	—	4	**	**	**	—
③	意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	H24	51	人	—	26	**	**	**	—
④											
⑤											

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●知的障害のある人、障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要である。
●移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行っている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●日常生活の支援、権利擁護 ●働く場の確保、社会参加の促進				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	11.6%	66.6%	15.4%	5.2%
	23年度	2.7%	8.2%	61.6%	22.9%	4.6%
重要度調査	25年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
行政が取り組んでいくこと ■日常生活での交流の支援						
【障害者の理解促進】						
・障害や障害のある人に対する理解を促進するには、障害のある人の身近な日常生活や社会参加での場面等において、市民等との交流が効果的であるため、理解促進研修・啓発事業として、「市民福祉のつどい」を毎年開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで、交流の機会を設けているが、障害者施設等の参加者が固定化傾向にあるため、効果的な周知等によりイベントの活性化が課題となっている。						
【自発的活動支援】						
・地域生活支援事業の必須事業には、自発的活動支援事業があり、障害のある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援が求められているが、実施できていない状況にあることから、効果的な取り組みが課題となっている。						
主な事務事業	・心身障害者(児)対策啓発事業費	関連する目標指標	進捗	○順調	○概ね順調	●やや遅れ ○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■働く場の確保						
【就労支援】						
・障害のある人の働く場を確保するため、障害福祉サービスにおける就労系サービスの支給決定のほかに、就労に特化した相談支援や面接への付き添いなどの直接的支援も行う就労支援事業や市役所内で実習を行う障害者就労チャレンジ事業等を実施してきた。						
・就労支援事業については、平成24年度に補助事業から委託事業に転換して体制の充実を図るとともに、それまでの支援対象としていた知的障害のある人に身体の障害のある人と精神に障害のある人を加え、さらに、平成25年度の障害者総合支援法の施行に対応して、難病の人を支援の対象に加えた。その結果、就労支援事業を実施する「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数は、平成21年度では12人であったものが、平成24年度には24人、ハローワーク尼崎の障害者新規求人申込件数は、平成21年度では544人であったものが、平成24年度には641人となっており、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等により就労希望者は増加傾向にあるため、さらなる雇用先の開拓・確保が必要がある。また、障害のある人の就労を支援、企業との橋渡し等、定着のための支援を行うための相談支援体制の一層の充実が課題となっている。						
【障害者就労施設等における受注機会の確保】						
・平成21年2月に特定随意契約を制度化し、平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく調達方針(以下、「調達方針」という。)を定め、受注機会の拡大を図ってきた。しかし、特定随意契約数は、当初からの4件に止まり、新たな契約の確保が求められているため、庁内へ一層の周知を図るとともに、発注の際における簡素な事務手続きのマニュアル化が課題となっている。						
主な事務事業	・障害者就労支援事業	関連する目標指標	①②	進捗	○順調	●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■社会参加の促進						
障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、運動競技を通じて体力の維持や残存能力の向上を図るとともに明朗・快活・積極的な性格・競技精神を養う心身障害者(児)スポーツ大会開催事業、行動範囲を拡大するとともに生活を向上させる自動車運転免許取得・改造助成事業、外出時に必要な支援を行う移動支援事業、意思の伝達を確保する意思疎通支援事業等を実施してきた。						
【意思疎通支援】						
・意思疎通支援事業については、聴覚障害者等が外出時に適当な付添者がいない場合の手話通訳者等の派遣や聴覚障害者等の社会参加を促進するために手話通訳者や要約筆記者の養成講座を実施している。養成講座の修了者数については、平成21年度では、手話通訳養成講座のみのため2人であったものが、平成24年度には、要約筆記者養成講座も新設され51人となっているが、受講者が伸びず、講座内容が難しく継続できない受講者があるため、さらなる受講者の開拓・受講継続が課題となっている。						
【移動支援等】						
・移動支援事業については、平成21年度では13,725人分であったものが、平成24年度には15,697人分となっている。また、日中一時支援事業については、平成21年度では284人分であったものが、平成24年度には226人分となっている。どちらの事業も社会参加を促進するものであるが、他の中核市の事業費と比較すると移動支援事業は本市の事業費が大きく上回り、日中一時支援事業は大きく下回っている状況である。そのため、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度構築等の実現が課題となっている。						
主な事務事業	・意思疎通支援事業 ・障害者(児)移動支援事業	関連する目標指標	③	進捗	○順調	●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

◆継続的・重点的に取り組む事項

・理解促進研修・啓発事業については、引き続き、「市民福祉のつどい」を開催するにあたり、効果的な周知方法など、イベントの活性化について検討を行っていく。

・自発的活動支援事業については、障害のある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援が行えるよう検討を行っていく。

◆見直す・見直しを検討する事項

◆継続的・重点的に取り組む事項

・就労支援事業については、相談体制の確保が必要となっているため、相談員の増員等を行うとともに、より高度な知識と専門性を高め、相談機能の強化等の検討を行っていく。

・特定随意契約数の増加や調達方針に定めた調達目標の達成を実現するため、引き続き、障害者就労施設等の取扱う物品等について本市の全ての組織に周知等を図るとともに、障害者就労施設等の収入増を支援するため、販路開拓等に向けた事業に取り組んでいく。

◆見直す・見直しを検討する事項

◆継続的・重点的に取り組む事項

・意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者の養成講座修了者を増加させるために、より一層広く各講座を周知するとともに、各講座のカリキュラムやスタッフを精査し、受講者が継続して受講できるよう検討を行っていく。

・日中一時支援事業について、事業所指定基準の緩和等によるサービスの利用促進を図るとともに、移動支援事業・日中一時支援事業等について、ガイドライン(支給決定基準)の策定により、利用者への適切なサービス提供に取り組んでいく。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針

・意思疎通支援事業は、養成講座の修了者数が半減しており、手話言語法制定にかかる国の動向を注視しながら、手話の更なる普及のための施策実施について検討を行う。

・必要な人に必要なサービスを提供できるよう、持続可能な仕組みづくりに努めていかななければならない。
そのため、障害者(児)移動支援事業などにおけるガイドライン(支給決定基準)の策定について、今後検討していく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

□重点化

■継続取組